（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号リ中「第八九号の七」を「第八九号の六」に、「第八九号の一二、第八九号の一四、第八九号の一五」を「第八九号の一一、第八九号の一三、第八九号の一四」に改め、同項第二号の三中「関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の十五第一項若しくは第二項の規定による」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　関税法第九条の二第三項後段（納期限の延長）、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十一条第三項後段（引取りに係る課税貨物についての納期限の延長）、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三十条の六第三項後段（納期限の延長）、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十二条第三項後段（納期限の延長）、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第十三条第三項後段（納期限の延長）又は石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八条第三項後段（納期限の延長）の規定による命令

ロ　関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の十五第一項若しくは第二項の規定による命令

第一条第一項第五号中「（昭和六十三年法律第百八号）」を削り、「第八条第三項」を「第八条第六項」に、「に規定する消費税の徴収（」を「若しくは」に、「おいて準用する場合を含む。）」を「規定する消費税の徴収」に、「租税特別措置法第八十七条の六第三項」を「同法第八十七条の六第六項」に改める。

別表第三号の二中「の規定による」を「に規定する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の三	関税法第十二条の四第三項（重加算税）に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録（同項に規定する特定電磁的記録に限る。）に係る財務省令で定める手続

別表第二〇号及び第二一号中「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同表第二二号の次に次の一号を加える。

二二の二	関税法第四十一条の二（指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め）の規定による届出

別表第二三号中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改め、同表第四一号中「第三十四条本文」を「第三十三条本文」に改め、同表第五五号の五中「第五十一条第二項（技術的読替え等」を「第五十一条（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用」に、「同令第五十一条第二項」を「同令第五十一条」に改め、同表第七〇号の八中「不当廉売関税に関する政令」を「不当廉売関税等に関する政令」に改め、「還付」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第七〇号の一二を削り、同表中第七〇号の一三を第七〇号の一二とし、第七〇号の一四から第七〇号の一六までを一号ずつ繰り上げ、同表第七九号の二を削り、同表第八一号中「（昭和二十八年法律第六号）」を削り、同表第八一号の三中「（昭和五十九年法律第七十二号）」を削り、同表第八三号中「（昭和三十二年法律第五十五号）」を削り、同表第八四号の三中「（昭和五十三年法律第二十五号）」を削り、同表第八九号の四中「において準用する消費税法第八条第三項」を削り、同表第八九号の五を削り、同表中第八九号の六を第八九号の五とし、第八九号の七から第八九号の一七までを一号ずつ繰り上げる。

（不当廉売関税に関する政令の一部改正）

第七条　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

不当廉売関税等に関する政令

第一条中「をいう」を「をいい、「指定貨物供給国等」とは、法第八条の二第一項第一号に規定する指定貨物供給国等をいう」に改める。

第二条第一項第一号及び第二号中「当該輸入貨物の」を「不当廉売がされた貨物の」に、「輸入貨物と」を「貨物と」に改め、同項第三号中「当該輸入貨物の生産費」を「不当廉売がされた貨物の生産費」に、「輸入貨物の原産国」を「貨物の原産国」に、「輸入貨物と」を「貨物と」に改め、同項第四号中「当該輸入貨物の供給国」を「不当廉売がされた貨物の供給国」に、「輸入貨物と」を「貨物と」に、「輸入貨物の原産国」を「不当廉売がされた貨物の原産国」に改め、同条第二項中「当該輸入貨物の供給国における消費に向けられる当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物の供給国における消費に向けられる当該貨物」に、「輸入貨物と同種の貨物の販売量」を「同種の貨物の販売量」に、「当該供給国における消費に向けられる当該輸入貨物と」を「当該供給国における消費に向けられる当該」に、「輸入貨物の供給国が」を「不当廉売がされた貨物の供給国が」に改め、同条第三項中「第十条の二」を「第十条の三」に改め、同条第四項中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に改める。

第三条中「当該輸入貨物につき」を「不当廉売がされた貨物につき」に、「輸入貨物の」を「貨物の」に、「輸入貨物を」を「貨物を」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第八条の二第一項（同項第三号に掲げる貨物について適用する場合を除く。）の規定を適用する場合において、同項第一号若しくは第二号に掲げる貨物につき輸出のための販売価格がない場合又は当該貨物の輸出者が当該貨物の輸入者（本邦において当該貨物を譲り受けた者を含む。）と連合しているために当該貨物の輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合における当該貨物の輸出のための販売価格は、当該貨物の輸出者及び輸入者と連合していない者に対して国内において最初に販売される当該貨物の国内販売価格（その国内販売価格が当該貨物を原材料として生産がされた上販売される貨物に係る価格であるときは、当該国内販売価格から当該生産により付加された価額を控除して得られる価格）に基づき算出される価格とする。

第四条第一項中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に改め、同条第二項中「前項」を「法第八条第一項の場合における前項」に、「当該輸入貨物を法第八条第四項」を「同条第四項」に、「以後に輸入」を「以後に当該不当廉売がされた貨物の輸入」に、「）した」を「）をした」に改め、同項ただし書中「輸入貨物を輸入した」を「貨物を輸入した」に、「輸入貨物及び」を「貨物及び」に、「輸入貨物と同種の」を「同種の」に改め、同項各号中「輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第八条の二第一項の場合における第一項の本邦の生産者には、次に掲げる関係を有する生産者、同条第三項の規定による求めがあった日（同項の規定による求めがない場合において同条第四項の調査を行うときは、当該調査を開始する日）の六月前の日以後に同条第一項各号に掲げる貨物の輸入（その輸入量が少量なものを除く。）をした生産者及び同項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として本邦において生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物（同号に掲げる貨物を原料又は材料の一部として生産される同項の規定により指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の生産を行う生産者は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる関係を有する生産者が、当該各号に掲げる関係による影響が次の各号に掲げる関係のいずれをも有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての証拠を提出した場合、又は法第八条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる貨物を輸入した生産者が、不当廉売がされた貨物及びこれと同種の貨物に係る当該生産者の事業のうち主たる事業が当該同種の貨物の本邦における生産であることについての証拠を提出した場合において、当該証拠によりその旨認められるときは、この限りでない。

一　法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している関係

二　法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者により直接又は間接に支配されている関係

三　法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている関係

四　法第八条の二第一項に規定する同項各号に掲げる貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している関係